平成２１年（フ）第８９６号
神戸市中央区中山手通２丁目18番10号　藤井マンション201号
債務者　漁野美代子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０５号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　３棟606号
債務者　下元　明子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１２号
神戸市須磨区中落合１丁目２番421―406号
債務者　井ノ口ひふみ
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９号
青森県八戸市西白山台１丁目３番21号　セルブラン102号、申立時の住所青森市大字大野字鳴滝51番地　ロイヤルガーデン大野Ａ―201
債務者　笠原　伸晃
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
青森県むつ市小川町２丁目15番９号　小川町夢ヶ丘３号
債務者　和谷　峰人
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
青森市勝田１丁目10番４号
債務者　菊池　美江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
青森県東津軽郡平内町大字浅所字浅所81番地
債務者　飯田　麻美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
青森市青柳１丁目９番17号　市営住宅青柳団地20号
債務者　山田　千春
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
熊本県菊池市泗水町福本973番地
債務者　春田　美鈴
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２４０号
島根県安来市切川町1303番地　市営住宅内代団地Ａ棟577号
債務者　山田　良一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２３号
松江市西忌部町617番地５
債務者　松本　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２９号
島根県雲南市木次町湯村1173番地３
債務者　川角　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４１号
松江市西津田七丁目17番22号
債務者　山下　深雪
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６号
山形県酒田市こあら３丁目４番地の10ロイヤルコートＡ105号
債務者　安喰　香織
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２７２号
神奈川県相模原市水郷田名２丁目25番５号　ボヌール田名305
債務者　杉本　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２７３号
神奈川県座間市西栗原２丁目13番30―３号
債務者　中村　新吾
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２８２号
神奈川県相模原市大島11番地　県営大島団地14―402
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部